

令和４年度第２回廿日市市地域包括支援センター運営協議会

会議録

廿日市市健康福祉部地域包括ケア推進課

令和４年度 第２回地域包括支援センター運営協議会

１ 日 時 令和５年２月９日（木）

午後７時００分～午後８時３０分

２ 場 所 山崎本社みんなのあいプラザ 多目的ホール

３ 出席者 別紙出席者名簿のとおり

４ 内 容

○別紙会議次第により進行

（１）部長あいさつ

（２）議題

１ 令和５年度廿日市市地域包括支援センター運営方針（案）について
（資料１）

２ 令和５年度廿日市市地域包括支援センター事業計画（案）について
（資料２）

３ 地域包括支援センター業務継続計画（案）（資料３）

森崎係長） ただ今から、令和４年度 第２回廿日市市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

この会議の進行を務めさせていただく、地域包括ケア推進課の森崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、廿日市市健康福祉部長の中川よりご挨拶申し上げます。

中川部長） 健康福祉部長の中川でございます。

委員の皆様方には、平素から、市の福祉保健行政の推進に、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、本日はご多忙のところ、参加いただき誠にありがとうございます。

地域包括支援センターにおいては、令和４年４月から、直営と委託型で設置を５ヶ所に拡充して運営しております。

地域の方からは「相談しやすくなった」という声をいただいたり、センターの職員も地域活動に積極的に参加することができており、より住民に身近なところで支援ができていると実感しています。

地域包括支援センターへの相談内容では認知症に関することが増加しており、今年度から新たな取り組みとして圏域ごとに物忘れ相談会を実施しています。どこにも相談していなかった当事者が相談に

つながった事例や、地域で孤立気味でしたが、認知症地域支援推進員と一緒に認知症カフェへ参加し、地域とのつながりができた事例もありました。

本市では今年度新たな取り組みとして、脳の健康度を測定する、「ノウノウ」をあいプラザまつりや地域のサロンで実施しました。これはスマートフォンやタブレットからQRコードを読み込み、集中力及び記憶力、脳年齢を測定するものです。

測定結果より、気になる人は地域包括支援センターにつなぎ、以前から課題となっていた認知症の早期発見の取組として、今後も継続していく予定です。

また、今年度は、認知症サポーターで構成されたチームで、認知症の人やその家族に対する生活面の早期からの支援を行い、認知症の人もメンバーとしてチームに参加する「チームオレンジ」が3カ所立ち上がりました。地域での居場所や見守り活動が広がっており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

今後さらに、地域の実情に合わせた介護予防等の取組を進めていきたいと考えております。

本日は、来年度の地域包括支援センターの運営方針や事業計画等についてご説明させていただきます。地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けて幅広いご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

森崎係長) 次に本日の会議資料を確認させていただきます。本日の資料でございますが、

- ・ 本日の会議次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 令和5年度 廿日市市地域包括支援センター運営方針 (案)
- ・ 資料2 令和5年度廿日市市地域包括支援センター事業計画 (案)
- ・ 資料3 業務継続計画 (BCP) (案)

をお配りしております。よろしいでしょうか。

続きまして、出席委員及び職員紹介は、会議資料としてお配りしております「廿日市市地域包括支援センター運営協議会委員名簿」に代えさせていただきます。

本日は、オンライン開催のため、発言される際は、手を挙げ、お名前をお伝えしていただいてから、ご発言してくださいますようよろしくお願いいたします。

また、終了時間を20時30分頃を予定しておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

本日、この会議は、廿日市市地域包括支援センター運営協議会設置要綱により、地域包括支援センターの運営方針及び事業計画について、協議会からご意見をいただくことを目的としております。

これからの議事進行は、設置要綱第8条 第1項の規定により、大久保会長にお願いいたします。

大久保会長） それでは議題（1）の「令和5年度廿日市市地域包括支援センター運営方針（案）について」、事務局から説明してください。

友重課長） 資料1「令和5年度の廿日市市地域包括支援センター運営方針（案）」でございます。1ページをご覧ください。

地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施を目指しております。

来年度重点的に取組を行うものを中心に、ご説明いたします。資料では重点的な取組等に黄色でラインをひいております。

2ページをご覧ください。

4 令和5年度に重点的に取り組む事項でございます。

来年度は、枠内にお示ししています6点について重点的に取り組みます。より、優先的に取り組む項目から表記しております。

(1) 包括的及び重層的な相談対応の推進でございます。

地域における複合化・複雑化した困難事例への対応にあつたっては、重層的支援の視点が、必要となるため、高齢者の支援のみではなく、世帯の課題に気づき、支援を必要とする高齢者の介護者等も適切な関係機関に繋ぐ相談支援等を行い、センターと居宅介護支援事業所が連携するとともに、関係機関によるネットワークの形成に努めていきたいと考えております。

(2) 予防的視点をもった地域ケア会議の実施でございます。

各地域包括支援センターで地域ケア会議の開催などを通して、関係機関との連携や地域課題の把握・解決に向けての取組を進めて行くために必要な視点として個別の事例に対し、課題を抽出する作業を積み重ねる中で、「どのようにしたら予防できたのか」「地域に何があったら予防できたのか」「より早期に発見するにはどうしたらよいか」など予防的な視点を持ち、ネットワーク構築や資源開発、施策提案へつなげていきます。

引続き3ページをご覧ください。

(4) 認知症高齢者とその家族への支援でございます。

日常生活・社会生活における意思決定支援の項目を追加しております。日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、認知症の人の意思をできる限り丁寧にくみ取ることが大切になります。そのために、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を行います。

4ページをご覧ください。

(6) 高齢者及びその家族の孤立化防止への取組でございます。

地域包括支援センターでの各事業を通して情報収集を行い、生活支援コーディネーターや民生委員等と連携し、地域の中での見守りや居場所づくり等の支援、地域の様々な資源のネットワークを広げ、高齢者や家族が孤立することを防止する取組を行います。

続きまして、5 センター業務（1）総合相談支援業務でございます。

5 ページをお開きください。オ支援の終結を追加しております。

終結条件を定め総合相談業務の整理を行なうことで、包括支援センターの機能強化を図るため、センターとして組織的に終結の判断をおこなうよう確認体制を整えます。終結の目安として、5 つの場合を想定し記載しております。

その他、「5 センターの業務」や「6 行政機関等との連携」、「7 新型コロナウイルス感染症等への対策」で追加等行なっている箇所がありますが、今年度の運営方針と概要は変わりませんので、説明は省略させていただきます。

以上で「令和5年度廿日市市地域包括支援センター運営方針」についての説明を終わります。

大久保会長）何かご質問、ご意見ありませんでしょうか。すみません。私から基本的なことを伺いたいのですが。この今おっしゃった「予防的視点をもった地域ケア会議の実施」というところで、まず地域ケア会議はどういう事例が発生して、今までにどういう人たちが集まってされているのでしょうか。

友重課長）ご質問ありがとうございます。地域ケア会議は、各地域包括支援センターの方で定期的に行われています。事例については、実際に地域包括支援センターの方で、センター職員が担当している高齢者の方で関わりが難しい方、関わりの中で自分の関わり以外で多角的な意見をいただきたいような、そこそこの包括支援センターの方で事例を選定されて検討しています。その中で、その方に必要な関係機関の方に声をかけさせていただいて、地域の団体の方だったり、多

職種の方だっけに参加していただいているような地区もあるように聞いております。

大久保会長) どのくらいの頻度で開催されるのですか。例えば週に1回とか。毎日ということはないだろうけど。

友重課長) 月1回、定期的に行っている地域包括支援センターもありますし、不定期に開催されているところもあるようです。

大久保会長) いや、だから不定期なのはわかるのですが、どれくらいトラブルというか問題のある方がいらっしゃるのか聞いてみたくて、例えば1週間に1回くらいはそういう事例がでてくるのか、それとも月に1回、1人か2人しかないのか、どうなのか。

山野所長) 地域包括支援センターはつかいち東部の山野です。うちの包括では定期で開いているものが、2ヶ月に1回、個別で開いているのもありまして今までに9回開いております。その人の課題に合わせて行っておりますので、その課題が出てきたときにそのタイミング良く開くので、1人につき3回していることもあれば、1回で終わることもあります。

大久保会長) 今までで9回ということは年間で9回ということですか。

山野所長) 4月から1月までです。

大久保会長) 今年度？

山野所長) そうです。

大久保会長) ありがとうございます。他に何かありませんか。

堀委員) 民児協の堀です。4ページのところで(6)高齢者及びその家族の孤立化防止への取組で、「生活支援コーディネーターや民生委員等と連携し地域の中での見守り」の文章で、これは黄色で重点項目ということで追加されているということで、この文言でさらに黄色くなっているということは、何か新たなことに取り組もうとされているのかどうか、そこに私たち民生委員は今後どのように対応したら

良いのか、興味があつてお聞きしました。この生活支援コーディネーターというのが、よくわからなくて、包括さんの中に生活支援コーディネーターという方がいらっしゃるということなののでしょうか。

友重課長) ご質問ありがとうございます。(6) 高齢者及びその家族の孤立化防止への取組というところで、重点的に取り組む項目に挙げさせていただいた理由なんですけども、現在、健康福祉総務課の健康づくりの部署と連携しながら、健診や受診、いろいろなサロンとかにも出向いておられないような、どこともつながりのもててないような高齢者の方に対して、アプローチをさせていただくような取組と一緒にさせていただいているところでございます。民生委員さんの方も、秋から冬にかけて高齢者の方の訪問事業をされていると思うんですけど、その民生委員さんとの訪問事業とも連携させていただきながら、地域活動の中では地域包括支援センターだけでは把握できない、社会との関係性が薄い高齢者に対してアプローチを早めに行い、元気に廿日市市で生活していただけるように支援を行っていきたいという思いで、こちらを重点項目とさせていただいております。

生活支援コーディネーターについてなんですけど、こちらの事業は生活支援体制整備事業という中での位置づけで、この事業は社会福祉協議会の方に委託をさせていただいております。各生活圏域にコーディネーターさんが1名ずつ配置されておりまして、地域課題や地域の資源状況の把握をしていただきながら、関係者とのネットワークから地域の多様な主体が、地域活動に活発に活動されて地域資源を新たに生み出す、いろいろネットワークを深めていくというような取組をしていただいているところです。

おそらく各地域に出向いて、いろんな集まりの方へ出向いて行かれているので、堀委員さんも会われているんだと思うんですけどもそうした役割の方を社会福祉協議会の方へ担っていただいております。

堀委員) 思いはわかったんですけども、具体的にどうなんだろうというところが、しいて言えば百歳体操の方を広めようとされていることなのかなと思うんですけど、私たちの思いと少し齟齬があるかなと感じているので、地域包括さんは私たち民生委員の方も身近に感じているし、力にもなっているところなので、抽象的な文言

ではなく、一緒に関わっていけたらいいなという風に思っています。感想です。

大久保会長) その他何かありますか。

寺田委員) 3 ページの 4 の「日常生活・社会生活における意思決定支援」で認知症の方というところで、具体的にある程度ツールとかを使っていかないとなかなか難しいのかなと気がしてしまして、百歳体操でこれから手帳というのを使って、その人たちの思いというのを引き出すというのを私たちは活動させてもらっているんですけど、4 ページの (5) 在宅医療・介護連携の推進にもつながるし、(6) 孤立化防止では、私が平成 27 年から地域活動をさせてもらう中で、常にみんなとつながるということがいいことだと思っていたのですが、厚生労働省の人から注意を受けまして、普段は 1 人でいたいけど困ったときだけ助けてほしいとか、その人に合った実情での支援をとということで、ある程度何かのツールで表出するトレーニングをしておかないとなかなか難しいんじゃないかと。具体的に、ツールを使ってコミュニケーションをとれるように私は教えてもらったので。なかなか広がらないんですけど。また、具体的な企画は教えてもらったらいいんですけど。これからですね。

大久保会長) 1 番最後の 7 新型コロナウイルス感染症等への対策で、(3) 市民への情報提供がすごく力強いというか、基本的には利用者さんにという意味ではないのですか。それとも廿日市市民全体に情報提供されるような試みにされるのでしょうか。

友重課長) 主に高齢者の方へという思いで書かせていただいております。介護予防や百歳体操など集団の場に出ていく中で、こういうことに注意していただきながら、健康を保っていくために情報提供をというふうに考えております。

大久保会長) 他のところでは利用者さんという書き方がしてあって、ここだけ市民にするってなっている。パワフルだけど、どうしていくのですか。

友重課長) 地域包括支援センターの方で、実際にプランを立てさせていただいている利用者さんだけでなく、介護予防などの活動に参加していただいている高齢者、またそういった方々を通して広報できたらと思っています。

大久保会長) 廿日市市として、市民の皆様へという書き方にも見えるから、どういう言い方がいいのかなと思って。

友重課長) はい。またこちらの表現の方を検討させていただきます。ありがとうございます。

大久保会長) その他ございますでしょうか。ないようですので、次の議題に移りたいと思います。議題(2)「令和5年度廿日市市地域包括支援センター事業計画(案)」、事務局から説明してください。

友重課長) それでは、「令和5年度廿日市市地域包括支援センター事業計画」の案について、ご説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 総括事項(1) 設置でございます。

今年度と同じく、委託型センターをはつかいち東部及び中部の2ヶ所、直営の包括支援センターをはつかいち西部、さいき、おおのの3ヶ所、ブランチ宮島は社会福祉法人に委託し、ブランチ吉和については、吉和支所に直営設置いたします。

2 ページをご覧ください。

(2) 人員体制でございます。

来年度は、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援件数が多い、地域包括支援センターはつかいち西部に、介護予防支援員を1名増員予定でございます。全体では、委託も含めて49人体制となる予定です。

3 ページをご覧ください。2 事業計画についてでございます。

先ほど資料1でご説明しました、運営方針に基づいて、事業計画を作成しております。

資料1の運営方針の重点項目に該当する、力を入れて取り組みたい事業について、資料2 事業計画からピックアップしてご説明したいと思いますので両方の資料を確認していただければと思います。

資料1についても再度ご準備ください。よろしいでしょうか。

それでは、資料 1 は 2 ページをお開きください。

重点項目（１）包括的及び重層的な相談対応の推進を行うため、高齢者の世帯の課題に気づき、適切な関係機関に繋ぐ相談支援等を行い、関係機関によるネットワークの形成につとめるための事業計画は資料 2 の 3 ページをご覧ください。

1 総合相談支援業務②総合相談支援が該当の事業となります。

高齢者だけではなく、分野や制度を超えた様々な相談に対応し、個別地域ケア会議や相談支援ネットワーク会議でのケース検討等を重ね、適切なサービスや制度に繋ぎ継続的支援を行なっていきます。相談支援ネットワーク会議とは、健康福祉部の係長をフィールドマネージャーと位置づけ、重層的な視点での支援について協議する場でございます。

続きまして、資料 1 の同じく 2 ページ重点項目（２）予防的視点をもった地域ケア会議の実施です。取り組む事業としては資料 2 の 4 ページをお開きください。

5 地域ケア会議の運営が該当いたします。

介護予防及び自立支援の視点から個別課題や地域の状況をふまえ、多職種から助言を受けてケアマネジメントの資質向上に努めます。そのために、各地域包括支援センターでの自立支援型個別ケア会議を開催いたします。

次に資料 1 の 3 ページをご覧ください。

重点項目（３）介護予防・自立支援に資するケアマネジメントの推進です。取り組む事業については、資料 2 の 4 ページ 4 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務②自立支援に向けたケアマネジメントが該当します。自立支援、重度化防止のために、多角的にアセスメントを行い、課題整理を行う必要があります。今年度行った自立支援型個別ケア会議で、ケアマネージャーのアセスメントが弱い点として、栄養や地域資源がありました。これらについてもしっかりとアセスメントができる力をつけるため研修会の企画・開催をいたします。

続いて資料 1 の 3 ページ重点項目（４）認知症高齢者とその家族への支援についてでございます。

取り組む事業としては、資料 2 の 3 ページをお開きください。

2 権利擁護業務④高齢者の意思決定支援でございます。

日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、認知症や身よりがない等の意思決定が困難な高齢者の意思決定支援や、権利擁護の普及・啓発に資する講座等の開催を考えております。

続きまして、資料 1 の 4 ページ重点項目（5）在宅医療・介護連携の推進でございます。

事業計画としては、資料 2 の 5 ページをお開きください。

7 在宅医療・介護連携の推進です。可能な限り住み慣れた地域において生活を送ることができるよう、在宅医療・介護連携相談支援室と連携し①入退院支援では、急変時や退院時の支援体制を整えるため、退院時のカンファレンスへ参加し、医療機関との連携を図ります。

②人生会議の啓発では、本人の希望と選択に基づいて暮らしができるよう、出前講座や百歳体操等の機会に、これからの人生や人生の最期を考えること、それを言葉で残しておくこと等の理解促進に向けた啓発を行ないます。

百歳体操において、現在継続的に支援に入っておりますが、その 1 年半の際にこれから手帳の啓発をしております。「これから手帳」は広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会において発行されており、これからも自分らしく、自立したくらしを続けるために、「今のわたし」や「これからも大事にしていきたいこと」について書きとめる手帳です。これを書きとめることによって、その人が支援を必要としたときに、専門職が「そのひとらしさ」を大切にしたい支援と一緒に考えることができます。

最後に資料 1 の 4 ページの重点項目（6）高齢者及びその家族の孤立化防止への取り組みについてでございます。

この項目につきましては、地域包括支援センター事業計画にあります各事業を通して情報収集を行い、生活支援コーディネーターや民生委員等関係機関と連携し、地域の中での見守りや居場所づくり等の支援、訪問して関わりを継続していく支援など、地域の様々な資源のネットワークを広げ、高齢者や家族が孤立することを防止する取組を行います。

以上で「令和 5 年度廿日市市地域包括支援センター事業計画」についての説明を終わります。

大久保会長) ありがとうございました。ご質問、ご意見ありますか。
資料2の5ページのところに認知症施策の推進で④介護者への支援で右の方に地域包括支援センターの周知ってあるんですけども、どうやって周知されるんですか。

友重課長) 現在、地域包括支援センターの周知として、チラシやリーフレット等を作成しているということ、その配布を民生委員さんなど関係機関へお配りさせていただいている、医療機関、サービス事業所等お知らせさせていただいているということがあります。

大久保会長) 令和5年度のリーフレットは配布されている？私あまり見たことないんですけど。

友重課長) 配布させていただいています。窓口などにも設置しておりますし、医師会の方へも配布させていただいております。
もう1つ、取組として紹介させていただきます。9月の敬老の日の前後で75歳以上の高齢者のみなさんに、地域包括支援センターの周知も合わせてはがきを発送しました。何か、お困りのことはないかというようなことで、返信をしていただいたりということで取り組みました。

大久保会長) そのほか何かございますでしょうか。あまりにも幅広いからこれから気に^なるということがあれば、事務局の方へお伝えしていただきたらと思います。続いて、議題(3)「業務継続計画(BCP)について」、これは令和3年の介護報酬の改定で2024年度までに介護関係の施設さんなどに義務づけられたんですかね。災害時、感染症発生時のBCPの策定と言うことで前回のこの会でもみなさんから持ち帰ってご意見いただいたりしたところです。それでは事務局から説明してください。

坂本所長) それでは、「地域包括支援センター業務継続計画(案)」について、ご説明いたします。
地域包括支援センター業務継続計画の策定については、第1回運営協議会でご意見いただいたことを受け、委員の皆様には10月と

1 2月に意見聴取させていただきました。お忙しい中、ご回答いただきありがとうございます。

ご意見頂き、修正させてもらった箇所を中心に説明させていただきます。

1 ページ目次をご覧ください。

計画の構成ですが、概ね厚生労働省が例示しているガイドラインを参考に目次のような構成としております。

2 ページをご覧ください。

1 「総論」の「はじめに」のところですが、計画の表紙にも「指定介護予防支援事業」事業継続計画と表記してますとおり、本計画は、地域包括支援センターが行う「指定介護予防支援事業」を災害発生後も安定的に提供できる体制を構築するために作成したもので、この計画内での利用者とは、要支援1、要支援2及び事業対象者です。

同じく2ページの(2)「平常時の災害対策の推進体制」でございますが、所長、副所長と3職種で役割を明確にしております。その他職員は、会計年度任用職員という立場の介護支援専門員になります。

関係機関についても、注釈にて、具体的に記載しました。

次に(3)「リスクの把握」の②ですが、被害の想定は、「南海トラフ地震」と、豪雨による河川の氾濫、土砂崩れが起きた場合の「豪雨災害」とします。

3 ページをご覧ください。

(4) 優先業務ですが、指定介護予防支援事業について、発生直後から1か月以内までの業務を記載しております。

(5) の「研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し」についてですが、職員の入職時には、BCPの概念や内容など必要性を説明し、年に1回梅雨時期前にBCPの机上訓練を実施して、役割分担や実施手順、物資調達方法など確認することとしています。

机上訓練での課題や最新の動向、社会状況の変化など反映させて、定期的に見直しをすることとしております。

4 ページをご覧ください

(2) の「利用者の災害時ケアマネジメント」ですが、利用者と各包括の担当ケアマネジャーが、災害時に備えて、別紙1の個別避難計画を警戒区域にお住まいの方などを優先して作成することとしてい

ます。居住地の災害想定や、どこに避難するか、親族などの避難支援者の緊急連絡先などの確認をしておきます。

市では土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に居住する避難行動要支援者の対象となる人の「個別避難計画」を地域自治組織やケアマネジャーなどに協力をいただき、順次作成しており、別紙１の様式はそれと同様のものとしています。

５ページをご覧ください。

（３）の「災害が予想される場合の対応」ですが、台風など甚大な被害が想定される場合は、サービスの休止、縮小を余儀なくされ、サービスの前倒しなど対応策を検討しないといけません。

また、指定介護予防支援事業についても、休止、縮小することを想定し、対応方法等を居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所と地域ケア会議などで共有し、利用者やその家族へも説明することとしています。

６ページをご覧ください。

（５）の「利用者や家族、職員間、関係機関との連携体制の確立」です。

利用者と家族の連絡体制ですが、利用者基本情報や個別避難計画に記載し、平常時から確認しておくようにします。職員間については、LINEアプリで情報伝達できるよう準備をしております。

衛星電話ですが、地域包括支援センターさいき、おおのが事務所を置く佐伯支所、大野支所には設置がありますが、地域包括支援センターとして使用することはほとんどないと考えています。

災害専用電話が１回線、多世代サポートセンターに事務所を置くはつかいち西部には設置してあります。必要に応じて活用します。

また、被害状況の情報伝達や必要な支援については、地域ケア会議や研修会などで協議していくことを考えています。

次に３の「緊急時の対応」です。

（１）の「BCPの発動基準」ですが、地震では、管轄する地域において局地的な震度５弱の地震が発生したとき、風水害については、管轄する地域において局地的に重大な災害が発生したときとしました。

（２）の「職員の行動基準」です。

③の施設の意味ですが、各地域包括支援センターのある「多世代サポートセンター」と「佐伯支所」、「大野支所」を示しております。災害対応には、支所は、支所内の動きと連携して動くことになりま

す。多世代サポートセンターは、他機関との複合施設になっており、連携した動きも重要となってきます。

次に、(3)の「災害発生直後の業務・対応体制」です。

7ページをご覧ください。

②の「対応体制」ですが、運営統括、情報連携班、安否確認班に分かれて動くこととしております。介護予防支援員は、所長の指示により参集し、安否確認班として活動します。

(4)の「対応拠点」についてですが、基本、拠点は資源や情報のある各地域包括支援センターが本部となります。拠点を移動させる可能性は低いと考えますが、ハザードマップでは、地域包括支援センターはつかいち西部とおおのは、浸水の可能性があります。はつかいち西部は事務所が2階で被害を受ける可能性は低いと考えます。おおのはについては、大野支所、大野支部の拠点の移動に合わせて動くことになると考えます。

拠点の移動の判断は、所長が行い、災害対策本部や移動先と調整することになります。

(5)の職員の参集基準ですが、BCPが発動した場合は、まずは、所長、副所長、3職種の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の出勤を必須とします。参集できない基準は、市の基準に合わせて、計画内に記載しております。

8ページをご覧ください。

(6)の「安否確認」です。

利用者への安否確認ですが、確認後、別紙2の基本情報一覧表のメモ欄へ確認日時、内容などの記入を行います。個別に記録が必要な場合は、別紙として記録をつけていきます。

安否確認の優先順位は、様式2の氏名の前に朱書きで優先順位を記載します。

(7)の「重要業務の継続」ですが、この必要な情報提供ですが、主に居宅介護支援事業所との連携の中で必要なことについては、災害対策本部が発信する情報も含め地域包括支援センターから行うことを考えています。

(8)の「職員の健康管理」のところですが。

休憩場所の指定についてありますが、各地域包括支援センターが事務所を構える施設内において、指定できるよう、他部署との調整が必要と考えます。

4の「他施設、地域との連携」のところですが。

連携を強化する取り組みや具体的な手段については、地域ケア会議などを活用し、平素から関係機関との連絡体制やそれぞれの動き等の確認し調整を行うこととしています。

最後に、全体的にですが、表記や用語、明確にする部分などは、委員様からご意見いただいたことを参考にして修正などして作成しております。

以上で、簡単ではございますが、地域包括支援センターの事業継続計画（BCP）についての説明を終わります。

大久保会長）ありがとうございます。それで、大体前回の修正してできあがったということですね。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
前回話した、バッテリーとかどうなのですか、全部の包括に自家発電機があるんですか。

坂本所長） 発電機があります。

大久保会長）それはガソリンでするやつですか。私たちも考えたんですが、ガソリは難しいかなと。燃料が置いておけない。ですからそういう発電機が使えないんで、医師会事務所、訪問看護ステーションではバッテリーを備蓄している。実は先月、ジャパネットタカタが安かったから、蓄電器、バッテリーを用意して、いざというときにパソコンが起こせ、スマホを充電できる、それでどうにかなるように。自家発電って現実的に、例えば商工保健会館に自家発電機を用意しようかなんて言っていたんですけど、ガソリンの置き場がないんです。置いてはいけない。でも、自家発電機を持つっていうことはなにかしとってですか。

坂本所長） わかりません。

大久保会長） だから、例えばいま西っていうか包括ができましたよね。そこに自家発電があるとはとても思えない。あるのはこの建物か、市役所くらいですか。

坂本所長） 各支所についています。西部の多世代サポートセンターには、非常用のコンセントがありまして、非常時は詳細がわかりませんがそこを使うようになっております。

大久保会長）非常時の電源っていうのがあるんですか。どこから来るんですか。

中野委員） 自家発電でそこだったら重油での稼働じゃないかと。市役所の本庁は重油で稼働する自家発電設備になっています。ただ地下にあります。

大久保会長）洪水がこなければ。だから大きな病院さんとかはよく自家発電を用意されているけど、何日もつものなのかとかそれがどうなのかとか確認だけはされた方がいいでしょうね。

坂本課長） 詳細は確認します。

中野委員） 市役所なんかは、基本自家発電は3日もつようにするになっています。

大久保会長）で何か、細かいことでも大きいことでも何でもいいですからご意見ないでしょうか。

金子委員） 8ページの（7）重要業務の継続の発災直後の優先順位の高い利用者から安否確認を行うとあるんですが、これは平時から利用者の優先順位をつけているということという理解でいいんですか。

坂本所長） 平常時の準備で一覧表作って、優先順位をつけておくようにする予定です。

船倉委員） 4ページの災害時のケアマネジメントのところで、担当されている利用者さんの危険度や家族の状況等を必要に応じて、個別避難計画を作成してご本人さんやご家族と話し合いをされるとあるんですけど、具体的にどういった状況の方に計画を作成されるのかありましたら教えていただければと思います。

坂本所長） お住まいがレッドゾーンやイエローゾーンの方を優先に、計画を作るようにしております。医療的ケアが必要な方も含めて、どこに避難するのか親族などどこに連絡したらよいか、家族の皆さんとも共有して、緊急時の対応が速やかにできるように、避難計画を作成して、災害に備えておくと考えています。

大久保会長) 今日大体これで地域包括支援センター業務継続計画はできあがりですか。もう1回意見を集めたりしますか。

坂本所長) 今日の意見で概ね作りたと思います。毎年、見直しを考えておりますので、ご意見いただいたり、机上訓練など行いまして、随時修正を考えておりますので、一旦こういった形でつくらせていただいたらと思います。

高浜委員) 廿日市市介護支援専門員連絡協議会の高浜です。個別避難計画詳細版というのがありまして、これに対して4ページの利用者の災害時のケアマネジメントというのと内容がリンクしているのだと思います。これを1回作るのはいいいんだけど、ケアプラン作成時と状態変化時と年に2回、基本情報の一覧表を更新していくと書いてあるんですけど、おおむね想定されるこの計画をつくる人というのは1包括あたり何人くらいを想定されているんでしょう？これをしないといけないとあるんですけど、包括が関わる人たち、例えば100人いたら100人全員つくらないといけないとか、そう言うような感じになるんでしょうか。そうすると担当者がこれをつくるのに日々追われるんじゃないのかという懸念があるんですが、いかがでしょうか。

坂本所長) ご意見いただいた内容について、包括の方で議論しているんですが、中には必要のない人もいるので、全員するのはしんどいかなと思っています。なので、先ほど説明したようにまずはレッドゾーンの人から順次計画を作成していくということで、全員つくるとするのはしんどいと思っていますので、それが目標にはならないです。

堀委員) 確認していいですか。この個別避難計画、今数が出ていたんですけど、今私の認識では避難行動要支援者の避難支援なので、それを見ると手を挙げた、今地域で実際やっているんですけど、その人のプランだと思って見ていたんですけど、包括さんは、地域で手を挙げた人をつくるという認識でいいですか。制度に同意している人？

森崎係長) 地域包括支援センターで優先順位をつけて、支援計画を立てていくにあたって、どのような様式がよいだろうかということで職員で意

見交換をしたときに、今市の方で先ほど堀委員が言われたようにレッドゾーンのところでは手を挙げていただいた方から順次避難計画立てているんですけど、その様式と合わせた方がいいんじゃないかという意見があって、同じ様式を使うことにしています。

堀委員) 今、レッドゾーンって言われたけども、レッドゾーンだけをしているということですか。避難行動要支援者で手を挙げた人はレッドゾーンだけでなく、身体的なことであるとか個人の手挙げなので、環境だけではないですよ。私もごちゃまぜになっているんですけど、包括さんは自分たちの担当されている方を全部しようとされている話だったけども。同じ様式を使っているということで混乱しているのかもしれないんですが、そちらの方も制度と様式と認識がぐちゃぐちゃじゃないかなと思って、もう少し整理して説明してほしいなと思うんですけども。

森崎係長) 様式をそろえているというところがまず1つなので、地域の方でされているのと分けて考えていただいて。様式が同じなのでややこしいんですけども。

堀委員) 地域の方では、なんとなくケアマネジャーがいる人は一緒につくりましょうってなっているんですけど、それとはまた別ですか。

森崎係長) 今現段階では、包括の中でこの様式を使って緊急連絡先や避難先を考えるためのものにしているので、この中にはもしかして地域の中で手挙げをされていて、これをつくりましょうってなっている人もおられるのかなと思うんですけども。

堀委員) では別物という認識をしておいていいということですね。

村本委員) JA 広島総合病院の村本です。取組は活用できるようになればいいなと思って。いろいろ書類として動くじゃないですか。災害時って電源がなければパソコンが立ち上がらないしということで動くんですが、例えばこの基本情報一覧表を管理する方は決まっていますが、多分その方以外も持たれていますので、今本当に個人情報とかも難しくなっていて、災害時個人情報はまた置いてという話になると思うんですが、平時も多分持たれている書類であって、それ

がどういう風に管理されて適切に、紛失はないと思いますが、最近病院でも名前1つ漏れたら報告書というような時代になっているので、どのような管理をされるのかなって。いろいろ書類が出ている中で、気になるなって思って話を聞いておりました。あえて意見です。

高垣委員) 洗心園の高垣です。8ページの4他施設、地域との連携というところで、もうちょっと私たちも力になりたいなと思うんですけど。連携していますので、よくわかっているんですけど、こういうところに入れてもらえたらやる気が出るなと思って。施設としてどういうことができるのかなと思ったので。私もつくったのですが、具体的なところがなかなか入れられないですね。もうちょっと4を考えてほしいなと思いました。

畑板課長) 高齢介護課の畑板です。先ほどいただいた高齢者施設との連携なんですが、福祉避難所の方に協力いただいていたります。こういった災害が起こったときもそうですが、平時でももしよかったら地域での一緒に避難訓練をさせていただいているところもあったり、させていただけたらなと思っております。

堀委員) さっき、途中で自分で悶々としているんですけど、先ほどの避難計画は別物ですって言われて、そっちはそっちでやっていますとのことです。それちょっとおかしいんじゃないかと思って。まさにずっと今までの計画の中でも地域と一緒にとか言ってらっしゃったわけですし、この辺を地域は地域での把握していること、ケアマネジャーは専門性のところ、疾患のことよくわからないので、一緒にどういう形でするかわからないですけど、そこに入れ込まないと意味はないのかなと。すごく違和感を感じて聞いております。

坂本所長) 計画をつくるということで、地域包括支援センターでこういう形でするよっていう様式をあわせたことが、地域でつくってもらっている計画書と連携をとりたいなということで。

堀委員) だから、その計画をつくるということが市というか国の制度でやっているじゃないですか。国の制度でやっていることだから、そこにはじめから乗っかって、様式っていうことだけじゃなくて、地域で

も進んでないけど動き初めているわけですから、一緒に包括さんと、今の時点でしていかないといけないから、各地域それぞれの協定団体がいると思うので、そちらの方と連携とりながら進めてほしいなと思いました。様式だけの問題だけでなく。

中川部長) 中での連携ができておらず申し訳ありません。堀委員がおっしゃるように、私どもこの避難行動要支援者の個別計画をつくることに、優先順位をつけながら取り組んでいます。実際には、土砂災害の危険区域、所謂レッドゾーンに住んでいらっしゃる、支援の必要度の高い方を抽出して、今年度76人抽出しているんですけれども。その方たちの今の状況を確認することをしてしています。その中に、もしかしたら、包括がもっている計画をつくろうとしている方と重複していないかという、中での連携はさせていただきたいと思っています。別でつくっているのは、本当にナンセンスで、包括はただこの様式を利用しただけと申し上げましたが、そのところは中でしっかり調整させていただきたいと思います。調べてみますと、すでに施設に入っている方もおられたり、手挙げしていなかったけど、支援してほしいという方もいらっしゃったり、様々で、無反応の方もいらっしゃったり、優先順位をつけて地域全体でもこれに取り組んでいきますので、包括がつくるこの計画とあわせて無駄のないように、地域に混乱をまねかないように取り組ませていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大久保会長) その他、BCP 作成についてご意見ございませんか。先ほど、少しでしたが、福祉避難所って、先日確認させていただきました、あまのクリニック、アマノリハビリテーション病院、廿日市記念病院、大野浦病院、敬愛病院、この5カ所が現在廿日市市と福祉避難所の協定を結んでおられます。

畑板課長) 今ご紹介いただいたのは病院でその他、高齢者や障がい者の施設も含めると30カ所ほどあります。

大久保会長) そうなのってどこに載っているのですか？

中川部長) 市の防災計画に記載しております。すでに施設は24カ所ほど結ばせていただいております、最近では病院も空きの病床なども使える

ということで、今大久保会長からご紹介いただいた病院とも結ばせていただいております。

寺田委員) 福祉避難所に登録されていることを知らない人も結構いるので、もし机上訓練するときも電話して、「今そういう形で机上訓練しているんですけど今だったら確保できますか」といったのもしないと、いざとなったらどこを空けようと、それなりに一部の人は知っているけど、その人たちが出てこれなかったということもあるので、常にフレームにしていけないといけないんじゃないかなと。福祉避難所には入れる人も変わってくるので、避難所はだめだけど介護施設と中間的なところとか、いろんな基準がある。そこらもわからなくて来られたり、あてにしている人がいたりして、トレーニングを市でしていったら。

大久保委員) その他ないですか。私たち医師会なんですけど、廿日市市の医療従事者間で今までこういう大規模災害発生時に災害対策マニュアルの机上訓練も含めて準備がなくて、廿日市市と協定結んでこういうことしましょうって話が昔からあるんだけど、現実的なものになりませんでした。去年の9月から、医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康推進課、危機管理課、消防本部、総合病院、西部保健所と毎月集まって、意見を出しながら、マニュアルを作っています。あと2、3回会議を重ねて、できあがる。現実的に、大規模災害が起きたときに誰がどこに行って、どういうことをすれば1番効率よく対応できるかっていうことをやっております。今回の包括のBCPも同じようなものですが、ちょっと狙うところが違うといえ言葉が悪いですが、私たちとすれば今回ちょうど危機管理課と話をして、救護所をつくっていただくことにしました。廿日市市はたくさん避難所を用意すると言っておられるんですけど、あまりにも数が多すぎて、そこに全部救急医療って言いましょうか、対応は難しいので、各地域ごとに何かあっても屋根があって処置ができて対応できるようなところを選んでいただいている。現実的には学校の体育館になる、そういうことを含めて今回マニュアルが大分下書きができています。少しでも市民の皆さんに災害発生時に何かお役に立てればと。そして、包括のマニュアルも一緒にリンクできる、いいものになればと思います。私たちも一生懸命しております。この令和3年度の介護報酬改定では災害時と感染症と両方のBCPをつくってほしい

とされています。今月末の土曜日に西部保健所主催で感染症発生時のBCP策定について、研修会があるということで聞いております。もしお時間ある方は聞いてみていただければと思います。ありがとうございました。司会は終了とさせていただきます。司会進行を事務局の方へお返しします。

森崎係長) 長時間にわたり、協議いただきましてありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回廿日市市地域包括支援センター運営協議会を閉会とさせていただきます。
お疲れ様でした。
ありがとうございました。